

第5回 みなかみ町協働のまちづくり委員会 次第

日 時 平成21年4月16日(木)

午後7時~

場 所 役場本庁6階 第3会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

(1) 第4回委員会の会議録確認について

(2) 地区まちづくり協議会の検討について(資料1~3)

(3) 今後の進め方について

(4) その他

次回委員会の開催について

第6回委員会 平成21年5月13日(水)19:00~ 役場本庁6階第3会議室

第7回委員会 平成21年6月 日() ~

4. 閉 会

第1回まちづくり協議会設立検討会のまとめ

1. **開催日時** 平成21年3月25日(水) 午前9時～午前11時30分
2. **開催場所** 役場本庁6階 第4会議室
3. **出席者数** 7名(松井委員長・前田副委員長・石坂課長・田村GL
・鈴木伸一・櫻井学・田村晴夫)
4. **内 容**

<まちづくり協議会について>

旧町村単位の3地区に協議会を設置する方向で決定する。
合併前の旧町村に分裂しないよう3つの協議会をまとめる組織(連絡協議会)が必要である。
まちづくり協議会の構成員に議員は入らない方がよいと思う。ただし、公募による場合は、この限りではない。
協議会の将来的なビジョンを明確にするべきと思う。

<まちづくり連絡協議会について>

協働のまちづくり委員会を母体として組織し、各協議会の連絡調整等を行う。
協働のまちづくり委員を中心に構成する審査・評価部会を別に設置する。
審査・評価部会の評価で補助率を決めてもよいのではないか。
3名程度で構成する苦情処理の機能を持たせる。

<まちづくり協議会設立準備会について>

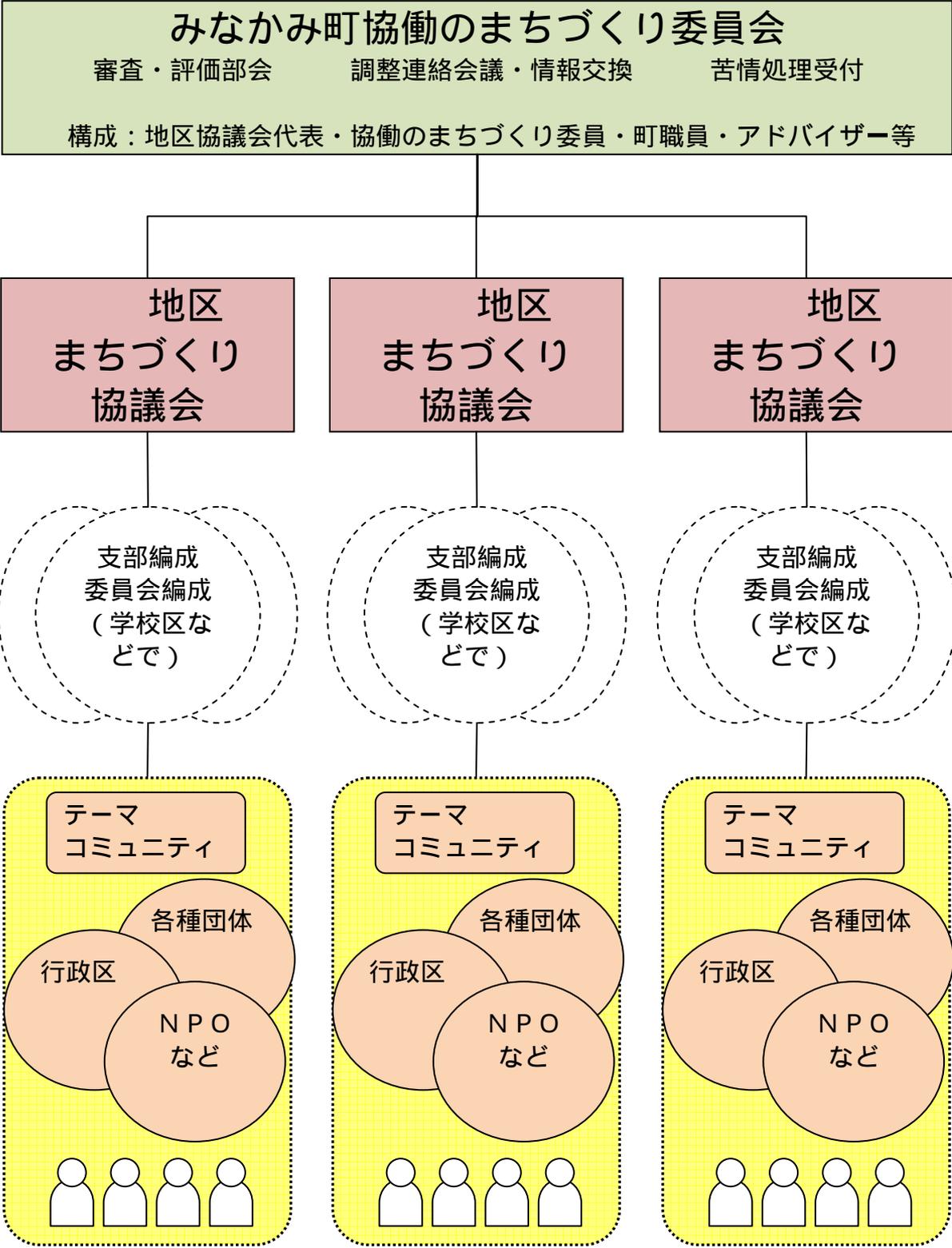
協働のまちづくり委員・区長会役員・町職員(課長・支所長・次長・担当)により組織を構成する。その他の構成員の補充は、各設立準備会に任せる。
各設立準備会へ30万円程度の事務費を交付し、協議会設立までのかかる経費に充てる。(会議お茶代・資料代等) 財政Gと調整が必要
協議会設立準備会 総会で承認 協議会設立
当面、事務局は町職員で行うが最終的には各地区で対応していただく。
町職員は、アドバイザー的な人的支援という考え方。

<その他>

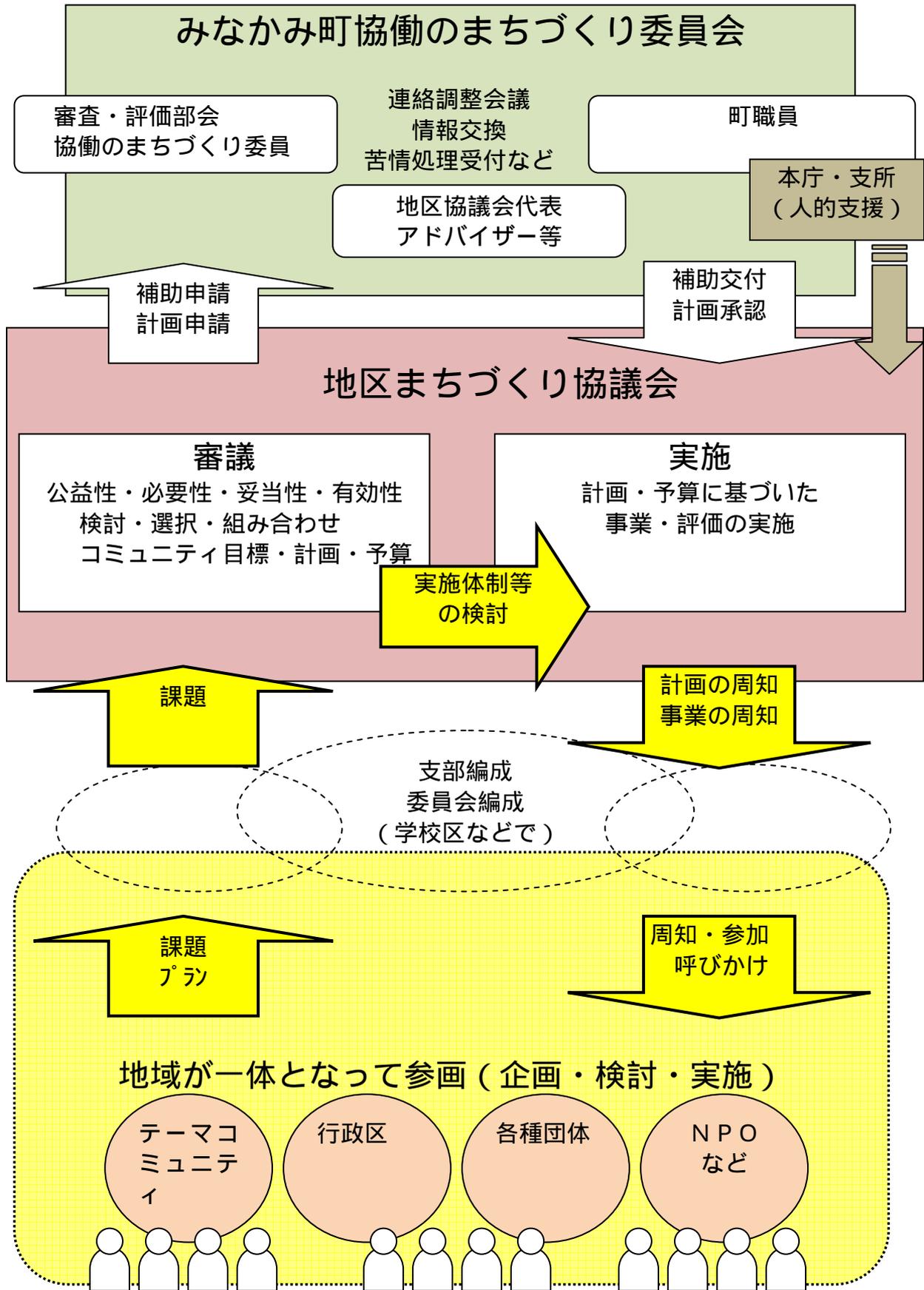
講師(例えば、高崎経済大学 河藤佳彦さん)を招いて講演会を開催してみてもどうか。
まちづくり協議会等の取組は、公開とする。
著書「協働コーディネーター(世古一穂)」ぎょうせい出版を購入し、協働のまちづくり委員へ資料として配布する。

地区まちづくり協議会（仮称）の概要素案

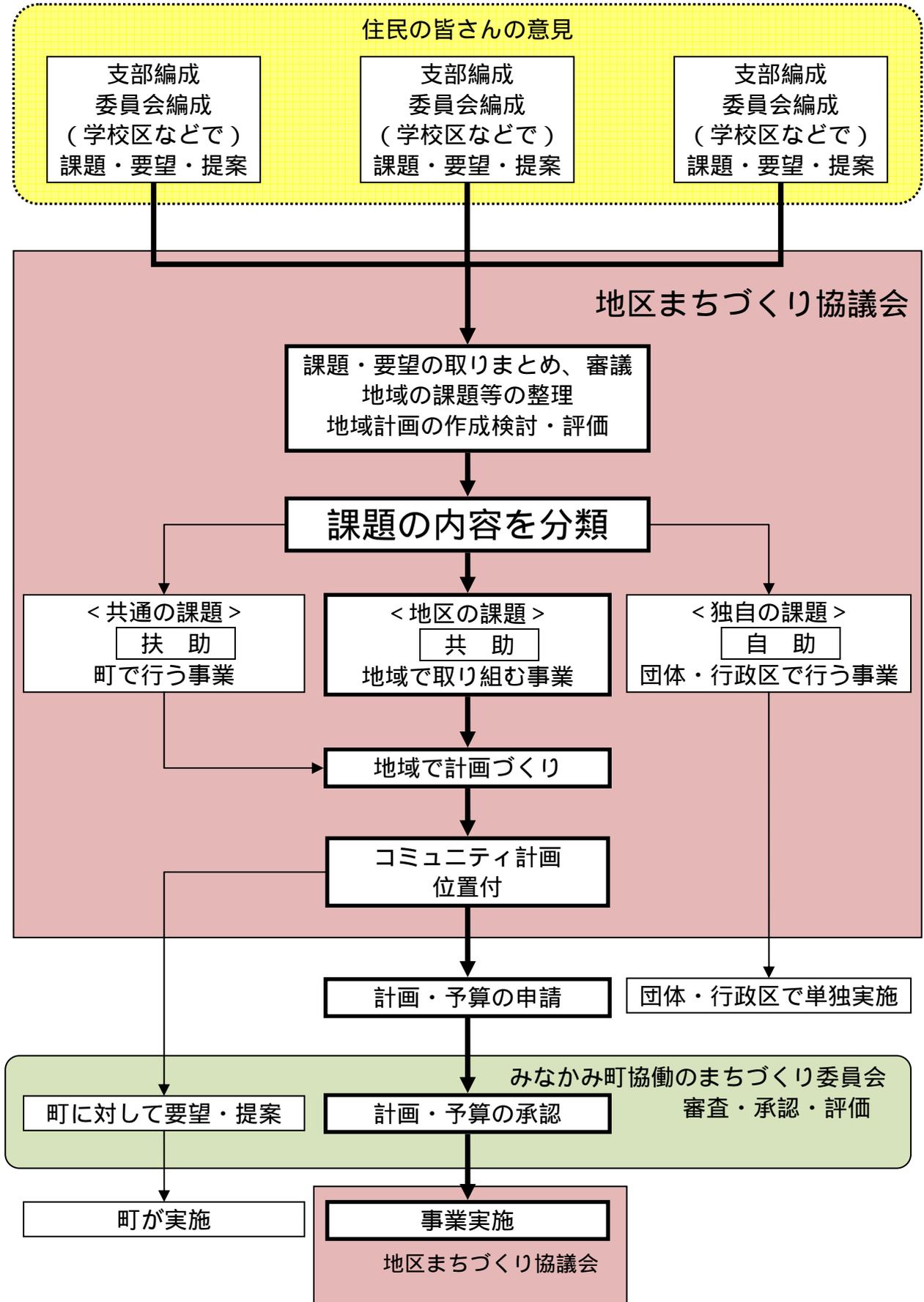
< 組織の概要 >



< 協働のまちづくりへの施策 >



< 事業選定・計画・実施の流れ >



第5回協働のまちづくり委員会検討資料

第1回正副委員長・事務局検討会のまとめ (3月25日)

3地区に「まちづくり協議会」を設置し、補助金を交付する。
各協議会をまとめる組織「連絡協議会」が必要である。
連絡協議会は「協働のまちづくり委員会」を母体として、各協議会の事業計画及び予算を審査・承認することや苦情処理等の対応を行う。
連絡協議会とは別に、協働のまちづくり委員で構成する「審査・評価部会」を設置し、各協議会からの実績報告書の審査・評価を行う。
30万円程度の事務費を「設立準備会」に交付する。

第2回委員長・事務局検討会のまとめ (4月13日)

3地区に「まちづくり協議会」を設置し、交付金(300万円)を一括交付する。
各協議会の連絡調整等は、町と協働のまちづくり委員会が連携協力して行う。
各協議会の自主性・主体性を尊重し、各協議会に事業及び予算の決定権と責任を持たせる。
協働のまちづくり委員会(評価・検証部会)は、各協議会から提出された実績報告書を評価・検証し、次年度の取り組みに反映させる。
設立準備会の事務費は、一括交付金で賄うものとする。

みなかみ町協働のまちづくり委員会の位置付け

<組織の設置>

みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年条例第31号)第16条第3項の規定に基づく組織です。

<第16条第3項(コミュニティの役割)>

町は、町民の主体的なまちづくりを実践するための組織を設置することができます。

< 委員会の目的 >

町民主体のまちづくりを展開し、みなかみ町における協働のまちづくりを推進するための方策を調査検討することを目的とします。

< 委員会の役割 >

まちづくり基本条例に基づく、情報の共有や協働のまちづくりを推進するための方策を調査検討すること。

町長の諮問に応じ、協働のまちづくりに関する事項について、調査及び審議すること。

各まちづくり協議会から提出された実績報告書を協働のまちづくりの観点や交付金の交付目的に基づき評価・検証し、次年度の取り組みに反映させること。

みなかみ町協働のまちづくり委員会は、まちづくり基本条例に基づき、みなかみ町における協働のまちづくりを推進するための方策を調査検討する組織であるため、まちづくり協議会の取り組みについては各協議会の自主性を尊重し、事業や予算等の決定と責任は、各協議会に任せ、各協議会から毎年度提出される実績報告書を評価・検証し、次年度の取り組みに反映させることを行います。

まちづくり協議会の位置付け

< 町の考え方 >

あまり枠にこだわることなく、平成21年度については、旧3か町村の責任において300万円を有効に使ってほしいというスタンスです。ただし、闇雲に使ってよいということではなく、確実な収支に基づき実行される事業に対して補助をすることが基本であり、チェックも当然されるものであります。平成21年度に実施して問題が生じた場合には、その都度解決していけばよいとの考え方です。せっかく付けた予算なので、とにかく有効に使ってほしいという方針です。

< 組織の設置 >

みなかみ町まちづくり基本条例（平成20年条例第31号）第16条第3項の規定に基づく組織です。

< 第16条第3項（コミュニティの役割） >

町は、町民の主体的なまちづくりを実践するための組織を設置することができます。

< 協議会の目的 >

地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的とします。

< 協議会の役割 >

事業計画の審議・決定に関すること。
収支予算の審議・決定に関すること。
事業計画に基づくまちづくりの実施に関すること。
実績報告書・収支決算書の作成に関すること。

まちづくり協議会は、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを実行する組織です。まちづくり協議会の取り組みについては、各協議会の自主性や主体性を尊重することが重要であり、事業や予算等の決定権と責任を持たせることで、各協議会の活性化や地域を担う人材の育成が促進され、地域活動が活発化し、地域の課題解決と住みよい活力ある地域が実現できるものと思います。

設立準備会設置までの委員会における検討事項

1. 設立準備会の設置について

3地区に「まちづくり協議会設立準備会」を設置します。
月夜野地区まちづくり協議会設立準備会（仮称）
水上地区まちづくり協議会設立準備会（仮称）
新治地区まちづくり協議会設立準備会（仮称）

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で名称を検討します。

2. 設立準備会の構成員の選出・決定について

設立準備会で構成員を選出・決定します。また、地域の様々な団体の代表者や地域住民が構成員となり、地域が一体となれるように構成することが望ましく、一定の団体や地域住民に偏らないよう配慮することも必要です。

< 検討事項 >

設立準備会の構成員を区長会役員（月夜野8名・水上6名・新治7名）
・協働のまちづくり委員・町職員でよろしいか検討します。

< 協議会の構成員例 >

行政区の代表者（区長だけでなく）
PTAの代表者
婦人会の代表者
老人会の代表者
NPO法人・各種まちづくり団体の代表者
各地区からの推薦人又は公募による者
協働のまちづくり委員（評価・検証部会の委員を除く）
町職員（課長・支所長・次長・担当）など
議員は、オブザーバーとしての参加になるのか？

3．説明会の開催について

町は、協議会設置に向けて説明会を開催します。
区長会で全区長に概要説明（4月15日）
区長会支部会議で役員に説明（3地区で実施）
町職員及び議会に説明など

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会の説明会の参加について検討します。

4．協議会の設置区域・名称について

3地区に「まちづくり協議会」を設置します。
月夜野地区まちづくり協議会（仮称）
水上地区まちづくり協議会（仮称）
新治地区まちづくり協議会（仮称）

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で協議会の設置区域を検討します。
設立準備会で協議会の名称を検討します。ただし、まちづくり協議会は、固定とします。

< 参考事項 >

事業を円滑に行うため、まちづくり協議会に支部組織を設置することも考えられます。支部組織の設置は、設立準備会で検討します。

< 小学校区単位とした場合 >

月夜野地区（桃野支部・古馬牧支部・月夜野北支部）
水上地区（水上支部・幸知支部・藤原支部）
新治地区（新巻支部・須川支部・猿ヶ京支部）

5．交付金の名称について

みなかみ町まちづくり協議会支援交付金（仮称）

6. 交付金の交付目的について

町は、地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現するために活動する「まちづくり協議会」に対し、交付金を交付します。

7. 交付金額について

平成21年度の交付金額は、1地区300万円を上限とし、一括交付するものとします。

月夜野地区まちづくり協議会（仮称） 300万円

水上地区まちづくり協議会（仮称） 300万円

新治地区まちづくり協議会（仮称） 300万円

ただし、事業費が200万円の場合は、交付金額は200万円となります。

8. 交付金の対象事業について

交付金の交付目的に適合する事業で、まちづくり協議会の承認を得た事業を対象とします。

<対象事業例>

ボランティア活動（交通安全、防犯パトロール、防災・雪対策など）

児童健全育成事業（見守り隊、子育て支援など）

環境美化事業（省エネ、クリーン作戦、花いっぱい運動など）

地域交流事業（地域住民のふれあい交流事業、文化、レクリエーションなど）

地域活動担い手育成事業（研修会、学習会など）

情報共有推進事業（地域広報誌の発行など）

<検討事項>

協働のまちづくり委員会で交付金の対象事業を検討します。

9 . 交付金の対象事業の条件について

新規事業を優先し、既存事業は、事業規模の拡大や事業の企画又は実施の段階で、より多くの地域住民の参加を求めて実施するものは、対象とします。

ソフト事業を対象とします。

同一事業の補助期間は、原則5年までとします。

補助率は、以下のとおりです。

< 新規事業の場合 >

ア . 1年目100%、2年目80%、3年目60%、4年目40%、5年目20%、以後自己資金

< 既存事業の場合 >

ア . 事業実施における赤字分を補填

イ . 団体（行政区等）からの補助金を協議会より補助

地域住民が主体となって実施する事業であって、より多くの住民が参加することが必要です。また、事業は一部の地域や団体が優先されないように、地域全体でよく話し合うことが必要です。

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で以下の条件を検討します。

新規事業等について

ソフト事業について

補助期間について

補助率について

10 . 交付金の対象とならない事業について

行政区又は団体等が単独で行う既存事業

単なる飲食を目的とした事業

営利を目的とした事業

宗教活動・政治活動に関わる事業など

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で交付金の対象とならない事業を検討します。

1 1 . 交付金の対象経費の取り扱いについて

まちづくり協議会で、承認された事業に要する経費を対象とします。
詳しくは、次ページの一覧のとおりです。

< 交付金の対象とならない経費 >

行政区・老人会・子ども会等への運営補助金
多額の研修旅費・慰労的研修経費・交際費・慶弔費・人件費・慰労
的食糧費・日当等の交付金の交付目的と直接関係しない経費など

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で交付金の対象経費等について検討します。
交付金の対象となる経費について
交付金の対象とならない経費について

< 交付金の対象経費例・対象外経費例の一覧 >

経費項目	対象となる経費例	対象とならない経費例
人件費		人件費・日当
報償費	講師等への謝礼等 総事業費の30%以内	住民への謝礼
旅費	講師等の交通費 会議等に出席するための交通費 講師等の宿泊費等	多額の研修旅費
消耗品費	事務用品・コピー用紙等の消耗品 花苗代・軍手等の消耗品等	
印刷製本費	コピー代・チラシ等の印刷代等	
会議費	会議のお茶代 講師等の弁当代等	慰労的食糧費
研修費	勉強会・研修会等の経費	慰労的研修費
交際費		交際費・慶弔費
役務費	切手代 振り込み手数料等	
保険料	イベント・ボランティア保険等	
委託料	イベント等の会場設営費等 業者へ委託しないとできない場合 に限る	
使用料及び賃借料	会場使用料 物品等の賃借料等	
原材料費	材料費等	
備品購入費	事業に必要な備品購入費等 5万円以上の備品購入は町の承認 が必要で総事業費の30%以内	車両購入費 高額な備品購入費
原材料費	材料費等	
補助金		各種団体への運営補助金
その他	町長が特に必要と認めたもの	

12. 交付金の評価・検証基準について

交付金の評価・検証基準は、「公益性」「有効性」「妥当性」の3つの視点に基づき行うことを予定しています。

< 公益性 >

交付金が客観的に公益上必要であると認められるもの

- ア 住民自治の向上につながるもの
- イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
- ウ 住民の福祉・健康の増進が図れるもの
- エ 住民の安全で安心な生活に寄与するもの
- オ 産業の発展に寄与するもの
- カ 環境対策に寄与するもの
- キ 住民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
- ク 住民のボランティア活動を誘発するもの

効果が広く住民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないもの

< 有効性 >

地域住民の自主性と一体感があるもの
地域の特色と個性を活かしたまちづくりであるもの
コミュニティの充実・強化を図れるもの
地域の課題解決と住みよい地域を実現できるもの
協働のまちづくりを推進するもの

< 妥当性 >

交付金の対象となる経費及び交付金の使途が明確であるもの
交付金の交付目的に直結した経費であるもの

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で評価・検証基準を検討します。
評価・検証部会（仮称）の名称・構成員について
評価・検証基準と方法について（ の組織で今後検討する予定）

13．苦情処理の対応について

協働のまちづくり委員会で苦情処理の対応を行うものとします。

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で苦情処理の対応について検討します。
苦情処理を対応する組織の構成員について
苦情処理の対応方法について